

別 科

別 科

日本文化專修課程

日本語專修課程

履修の手引と手続

I 入学について

日本文化専修課程は春期入学と秋期入学があり、修業期間はいずれも1年である。

日本語専修課程は春期入学と秋期入学があり、修業期間はいずれも1年である。

II 授業科目について

日本文化専修課程における授業科目は、日本文化・社会に関する科目、日本語に関する演習、職業に関する科目、研修科目、比較言語に関する科目からなっており、日本語専修課程における授業科目は、日本語に関する科目、日本事情に関する科目、比較言語に関する科目からなっている。

III 授業科目の単位認定と種類について

本学では単位制が採用されている。単位制とは、一つ一つの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験その他の方法により、学習評価した上で、その単位を認定する制度である。

単位認定の評価は、S・A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fは不合格を示す。

授業科目は、必修科目と選択科目に分かれており、各課程ごとに所定の単位を修得しなければならない。選択科目は卒業するために必要な単位に含まれない。

IV 卒業について

卒業可能最低科目数および単位数は、以下に示すとおりである。

選択科目は、卒業するために必要な単位に含まれない。

日本文化専修課程 28 科目 40 単位

日本語専修課程 30 科目 32 単位

V 授業科目と修得すべき単位数

別科における授業科目は、必修科目、選択科目に分かれており、各課程ごとに所定の単位を修得すること。

表1 日本文化専修課程

授 業 科 目	必修	選択	授 業 科 目	必修	選択
	単位数			単位数	
日本文化論特殊講義ⅠA	2		日本語演習ⅣA	1	
日本文化論特殊講義ⅠB	2		日本語演習ⅣB	1	
日本文化論特殊講義ⅡA	2		日本語演習ⅤA	1	
日本文化論特殊講義ⅡB	2		日本語演習ⅤB	1	
日本文化論特殊講義ⅢA	2		コンピュータ演習A	2	
日本文化論特殊講義ⅢB	2		コンピュータ演習B	2	
日本文化論特殊講義ⅣA	2		企業見学	1	
日本文化論特殊講義ⅣB	2		社会施設見学	1	
日本文化論特殊講義ⅤA	2		文化財・文化遺跡見学Ⅰ	1	
日本文化論特殊講義ⅤB	2		文化財・文化遺跡見学Ⅱ	1	
日本文化ゼミナールA	1		英語ⅠA		1
日本文化ゼミナールB	1		英語ⅠB		1
日本語演習ⅠA	1		(Aが春期科目, Bが秋期科目) (研修科目は春期または秋期に実施する)		
日本語演習ⅠB	1				
日本語演習ⅡA	1				
日本語演習ⅡB	1				
日本語演習ⅢA	1				
日本語演習ⅢB	1				

表 2 日本語専修課程

授 業 科 目	必修	選択	授 業 科 目	必修	選択
	単位数			単位数	
日本語ⅠA	1		日本語ⅥA	1	
日本語ⅠB	1		日本語ⅥB	1	
日本語ⅠC	1		日本語演習ⅠA		1
日本語ⅠD	1		日本語演習ⅠB		1
日本語ⅠE	1		日本語演習ⅡA		1
日本語ⅠF	1		日本語演習ⅡB		1
日本語ⅡA	1		日本語演習ⅢA		1
日本語ⅡB	1		日本語演習ⅢB		1
日本語ⅡC	1		日本語演習ⅣA		1
日本語ⅡD	1		日本語演習ⅣB		1
日本語ⅢA	1		日本語演習ⅤA		1
日本語ⅢB	1		日本語演習ⅤB		1
日本語ⅢC	1		日本事情A	2	
日本語ⅢD	1		日本事情B	2	
日本語ⅣA	1		英語ⅠA	1	
日本語ⅣB	1		英語ⅠB	1	
日本語ⅣC	1		(A・C・Eが春期科目、B・D・Fが秋期科目)		
日本語ⅣD	1				
日本語ⅣE	1				
日本語ⅣF	1				
日本語ⅤA	1				
日本語ⅤB	1				
日本語ⅤC	1				
日本語ⅤD	1				

Ⅵ 授業科目の履修申請

その学期において履修しようとする授業科目は、学期始めの指定された期日に所定の方法（ガイダンスで説明する）により授業科目の履修申請をしなければならない。

履修申請は、年間の受講計画をたて、試験を受けて単位を修得する意思を表示する学期始めの重要な手続きである。この履修手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、卒業ができなくなる場合もある。

以下に掲げる諸注意事項および後述の履修上の注意を厳守して誤りのないように履修申請すること。

1. 履修申請をした後は、授業科目および担当教員などの変更、追加、取消などの訂正は認めないので、提出する前にもう一度授業時間割表との確認を行うなどして間違いのないよう細心の注意を払うこと。

なお、履修照会期間が設けられているので必ず確認すること。ただし、履修申請書の返還または照会には応じないので、必ず控えをとっておくこと。

2. 履修申請をしていない授業科目は受講しても単位は認められない。したがって授業科目の申請にあたっては、卒業等の単位算定を充分考慮に入れて万全を期すこと。
3. 同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。同一時限に重複する授業科目を記入した場合は登録を無効とする。
4. 履修申請する場合、履修申請書に授業科目名、コマ・コード番号など必要事項を正しく記入すること。記載上の誤りや、不明瞭なものはその授業科目の履修申請は無効となる。
5. コマ・コードとは、時間割表に授業科目と共に入っている番号で、その時限の授業科目固有の番号である。
6. 履修申請は万年筆（黒・青）かボールペン（黒・青）で記入すること。

Ⅶ 試験について

1. 定期試験及び臨時試験

- (1) 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は原則として学期末に行う。
- (2) いずれの科目も原則として授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は、正当な理由による長期欠席の場合は、特別に考慮されることがある。

2. 追 試 験

- (1) やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者は、当該授業科目教員の許可があれば追試験を受けることができる。（成績通知書にTの表示がある科目）

- (2) 追試験の受験を許可された者は、「追試験受験願」を別科事務室に提出しなければならない。

追試験の受験料は、1科目につき200円とする。(受験票は紛失、破損等のないよう注意すること。)

- (3) 追試験は、履修した年度にかぎり受験することができる。
- (4) 追試験は、原則として学期末及び、学年末に実施する。

3. 再試験

- (1) 定期試験の結果、不合格となった授業科目のある者は、当該授業科目担当教員の許可があれば再試験を受けることができる。(成績通知書にFの表示がある科目)
- (2) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を別科事務室に提出しなければならない。

再試験の受験料は、1科目につき1,000円とする。

(受験票は紛失、破損等のないよう注意すること。)

- (3) 再試験は、履修した年度にかぎり受験することができる。
- (4) 再試験は、原則として学期末及び、学年末に実施する。ただし、授業科目によっては、再試験を行わない場合もある。

4. 論文試験(レポート)

授業科目によっては、論文提出によって試験に代える場合があるから注意すること。

5. 試験に関する注意

- (1) 試験時間割は掲示により通知する。
- (2) 試験場内は、全て監督者の指示に従わなければならない。
- (3) 受験者は、試験開始前に指定された試験場に入らなければならない。
- (4) 試験開始後は、遅刻者の入室は認められない。ただし、特別の事由により遅刻した者は、試験開始後20分以内までは入室を認めることがある。
- (5) 受験者は、試験開始後25分間は退場することができない。
- (6) 受験者は、必ず学生証を机の上の見やすい所に置く。
- (7) 試験場では、持ち込みを許されたもの以外は、カバンの中に入れるか、机の中にするとうこと。
- (8) 試験場では、一切物品の貸借は許されない。
(ノート、参考書等の使用を許された場合には自分のものを使用すること。)
- (9) 答案用紙には、必ず学籍番号、氏名を記入すること。
答案用紙、台紙又は書き損じたものを場外に持ち出すことは許されない。
- (10) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで、試験場を出ることはできない。

- (11) 試験場内の座席は、監督者の指示に従うこと。
- (12) 不正行為をした者については、別科細則第 29 条により罰せられ当該授業科目の単位の認定は行わない。
- (13) 病気・事故その他正当な理由によって受験できなかった者は、欠席届に詳細な理由を記し、かつ学科目・担当者・クラス別に明記し、保証人連署の上、病気の場合は診断書を、その他の場合は事故等を証明する書類を添付して、早急に科目担当者及び別科事務室に提出すること。

VIII 成績発表

1. 成績発表は、別科事務室において、本人に成績通知書を交付するので別科事務室の指示に従って、必ず交付を受けること。

その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には個別に交付しない。成績の評価は、下記 IX GPA についての「GP の基準」を参照のこと。

2. 単位を修得した科目の再評価は行わない。
3. 成績についての疑問、質問などは早急に別科事務室に問合せること。
4. 事故、病気等により指定日に成績通知書の交付を受けられない場合には、代理人を定め、成績通知書の交付を受けること。
ただし、その場合は学生証を必要とする。

IX GPA について

本学では、「GPA (Grade Point Average)」制度を導入している。以下に示すことを十分理解しておくこと。

1. GPA の意味

- (1) GPA の値とは、自分の成績を数値化したものである。学期毎や学年毎の GPA や入学からの通算の GPA を比較することで、自らの学習成果の推移を知ることができる。
- (2) GPA の値には、T 評価、F 評価および Z 評価を受けた科目についても計算に組み入れられる。したがって、安易に考えて開講期間の半ばで授業参加をやめた場合などは低い値となる。

2. GPA の計算

「GPA」は、下記の基準に基づいて評価した成績の GP (Grade Point) に各科目の単位数を掛けて合計し、履修登録した科目の単位数の合計で割った 1 単位あたりの GP 平均値 (Average) である。仮に、履修した科目の成績がすべて「S」評価の場合は GPA の数値は 4 になり、すべての成績が「C」の場合は 1 となる。

「GPの基準」

成績評価 (表示)	評価の基準 (点)	合否	GP
S	100 ~ 90	合格	4
A	89 ~ 80	合格	3
B	79 ~ 70	合格	2
C	69 ~ 60	合格	1
F	59 以下	不合格	0
T	追試験受験可	未受験 (不合格)	0
Z	失格	不合格	0

$$\text{GPA} = \frac{[\text{GP} \times \text{当該科目の単位数}] \text{の合計}}{\text{履修登録科目の単位数の合計 (T評価, F評価, Z評価科目を含む)}}$$

(注) 不合格となった科目を次年度以降に再履修して合格した場合には、成績は上書きされ、過去の不合格の成績は、GPA計算式に算入されない。

(注) GPA計算式に算入されない科目もある。

X 試験における不正行為の懲戒について

試験における不正行為は厳禁とし、不正行為を行った受験生は厳正に処分する。

不正行為に関する定めは本書「城西大学 学内試験等における不正行為の取り扱い指針」を参照すること。

城西大学別科細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 城西大学別科（以下「別科」という）は、今日の世界と日本の相互確認と理解を深めるため、日本語及び日本文化の研修を中心に、諸外国言語・文化の個性と関連性を把握する学際的な比較文化の研修を併せて行い、国際社会に貢献しうる人材の基礎を養うとともに、広く人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(課 程)

第2条 別科に日本文化専修課程及び日本語専修課程を置く。

2 日本文化専修課程は、日本語及び日本文化の理解を軸に、諸外国文化との比較研修を行い、日本語及び日本文化を解する国際人を育成する。

3 日本語専修課程は、日本の大学に進学する目的を持った者に、日本語を体系的に学習させ、大学のカリキュラムを受講できる基礎的な能力を修得させる。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は、1年とし、在学年限は2年を超えることができない。

ただし、日本国内の他機関において1年以上の日本語研修を経ている日本語専修課程の学生については、その延長を認めない。

(学生定員)

第4条 別科の学生定員は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員	合 計
日本文化専修課程	春期入学	10	70
	秋期入学	10	
日本語専修課程	春期入学	25	
	秋期入学	25	

第2章 組 織

(教 員)

第5条 教員には、別科専任教員及び本学の教授・准教授及び助教を充てる。

2 前項のほか必要に応じて、他の教員を置くことができる。

(別科委員会)

第6条 別科には、別科委員会を置き、第5条第1項の別科専任教員及び別科兼担の本学の教授

をもって組織する。

ただし、必要に応じて、別科兼担の本学の准教授以下の教員及びその他の職員を加えることができる。

- 2 別科委員会の委員長は、別科長がこれに当たり、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 別科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、及び卒業
 - (2) 別科教育課程
 - (3) 学習指導及び試験
 - (4) 学生の補導及び賞罰
 - (5) 教員の業務の審査
 - (6) その他、(1)から(5)に準ずるもの

第7条 別科に関する事務は、別科事務室がこれに当たる。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年・学期及び休業日は、城西大学学則（以下「本学学則」という）を準用する。

第4章 授業科目の単位及び履修

(授業科目)

第9条 別科における授業科目の単位数の基準は、本学学則第15条の各項を準用する。

第10条 別科において開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第11条 履修する授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第12条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の内容によっては、他の方法によることができる。

第13条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は、学期末に行う。

第14条 いずれの科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気または正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には、別に定める追試験を受けることができる。

第15条 各授業科目試験の成績は、S・A・B・C・Fの評価で表しS・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

第5章 卒業等

第16条 各課程を卒業するために、必要とされる最低単位数は、次のとおりとする。

ただし、選択科目は、卒業に必要な単位数に算入されない。

日本文化専修課程 40単位

日本語専修課程 32単位

- 2 別科に1年以上在学し、別科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、別科委員会の審議を経て、学長が卒業を認定する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第6章 入学・休学及び退学

(入学資格・志願・手続)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

第18条 別科に入学することのできる者は、次の各号に該当する者で、かつ別科が行う選考によって合格した者とする。

【日本文化専修課程】

外国において学校教育12年の課程を修了した者、又は、それに準ずると認められた者で、次の各号の1つに該当する者。

- (1) 日本国内外において、500時間以上の日本語教育を受けた者。
- (2) 日本語能力試験N3合格あるいはそれと同等以上の日本語能力を有すること。

【日本語専修課程】

外国において、学校教育12年の課程を修了した者、又はそれに準ずると認められた者で、次の号に該当する者。

- (1) 日本語能力試験N5合格あるいはそれと同等以上の能力を有すること。
- (2) 日本国内の日本語教育機関での学習歴が本学入学までに1年未満であること。

第19条 入学を志願する者は、別科所定の手続によって願い出るものとする。

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学誓約書を添え所定の入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第21条 病気その他やむをえない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を提出のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、その期間は、6カ月以内とする。

第22条 休学者は、原則として、学期の始めでなければ復学することができない。

第23条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第24条 病気その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に退学願を提出して、その許可を得なければならない。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第25条 入学検定料は、2万5千円とする。

(入学金)

第26条 入学を許可された者は、入学金として20万円を納入しなければならない。納入の時期は所定の期日までとする。

(授業料)

第27条 授業料は、年額32万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

(施設設備費)

第28条 施設設備費は、年額10万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

第8章 賞 罰

第29条 学生の賞罰については、本学学則を準用する。

第9章 雑 則

第30条 この細則に定めるもののほか、別科在學生に関し必要な事項は本学学則を準用する。

付 則 この細則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

授業科目及び単位数

表1 日本文化専修課程

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数
【日本文化・社会に関する科目】		
日本文化論特殊講義ⅠA	2	
日本文化論特殊講義ⅠB	2	
日本文化論特殊講義ⅡA	2	
日本文化論特殊講義ⅡB	2	
日本文化論特殊講義ⅢA	2	
日本文化論特殊講義ⅢB	2	
日本文化論特殊講義ⅣA	2	
日本文化論特殊講義ⅣB	2	
日本文化論特殊講義ⅤA	2	
日本文化論特殊講義ⅤB	2	
日本文化ゼミナールA	1	
日本文化ゼミナールB	1	
【日本語に関する演習】		
日本語演習ⅠA	1	
日本語演習ⅠB	1	
日本語演習ⅡA	1	
日本語演習ⅡB	1	
日本語演習ⅢA	1	
日本語演習ⅢB	1	
日本語演習ⅣA	1	
日本語演習ⅣB	1	
日本語演習ⅤA	1	
日本語演習ⅤB	1	
【比較言語に関する科目】		
英語ⅠA		1
英語ⅠB		1
【職業に関する科目】		
コンピュータ演習A	2	
コンピュータ演習B	2	
【研修科目】		
企業見学	1	
社会施設見学	1	
文化財・文化遺跡見学Ⅰ	1	
文化財・文化遺跡見学Ⅱ	1	

表2 日本語専修課程

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数
【日本語に関する科目】		
日本語ⅠA	1	
日本語ⅠB	1	
日本語ⅠC	1	
日本語ⅠD	1	
日本語ⅠE	1	
日本語ⅠF	1	
日本語ⅡA	1	
日本語ⅡB	1	
日本語ⅡC	1	
日本語ⅡD	1	
日本語ⅢA	1	
日本語ⅢB	1	
日本語ⅢC	1	
日本語ⅢD	1	
日本語ⅣA	1	
日本語ⅣB	1	
日本語ⅣC	1	
日本語ⅣD	1	
日本語ⅣE	1	
日本語ⅣF	1	
日本語ⅤA	1	
日本語ⅤB	1	
日本語ⅤC	1	
日本語ⅤD	1	
日本語ⅥA	1	
日本語ⅥB	1	
【日本語に関する演習】		
日本語演習ⅠA		1
日本語演習ⅠB		1
日本語演習ⅡA		1
日本語演習ⅡB		1
日本語演習ⅢA		1
日本語演習ⅢB		1
日本語演習ⅣA		1
日本語演習ⅣB		1
日本語演習ⅤA		1
日本語演習ⅤB		1
【日本事情に関する科目】		
日本事情A	2	
日本事情B	2	

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数
【比較言語に関する科目】		
英語 I A	1	
英語 I B	1	

